

**令和2年度に保育所又は認定こども園を整備する  
法人の公募の選定に係る評価基準**

内 容		素点	配分	配点
評 価 項 目	具体的な視点			
<b>1 法人の現況について</b>				
(1) 法人の組織体制	① 保育事業に関して十分な経験があり、事業運営に必要な組織体制が整っていること。	5点	×1	5点
(2) 法人の運営状況	① 保育事業について行政から重大な指摘を受けていないこと。また、指摘事項に対して、速やかに改善を行っている又は計画的な改善が予定されていること。			
<b>2 法人の経理状況及び資金計画について</b>				
(1) 法人の経理状況	① 決算及び財務諸表が適切に作成されており、経理状況において、経営に係る懸念事項がないこと。	5点	×2	10点
(2) 本事業に関する見込額	① 事業に関する見込額が適切に積算され、計画どおりの執行が期待できること。 ② 必要経費に対して、財源が明確にされており、自己負担分の財源確保について目途がついていること。また、不動産(土地)を賃借する場合の賃借料及び整備費を借入する場合の償還額が、運営開始後の収支計画において適切であること。			
<b>3 整備計画について</b>				
(1) 整備地の立地	① 整備地周辺の状況から子どもの安全面が確保され、保育所の設置にあたって適切な環境であること。 ② 駐車場の確保計画及び周辺の交通状況から、保護者の送迎等に関して支障がないこと。	5点	×1	5点
(2) 整備計画	① 保育室等及び屋外遊戯場の面積が十分に確保されており、保育に適した環境であること。	5点	×2	15点
	② 子どもの安全及び動線を考慮した各室の配置がなされていること。			
	③ 工事工程が適切に計画されており、予定どおりに開所できると見込まれること。			
	④ 応募前の地域への説明が適切に行われていること。また、選定後においても、工事及び運営に関する説明について、十分に検討されていること。	5点	×1	

4 運営・保育について					
(1) 保育に対する考え方	①	子どもの教育・保育に関して、十分な経験があり、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解のもと、具体的な保育指針及び保育計画を作成していること。	5点	×2	10点
	②	障害のある子どもを受け入れるにあたって、保育の考え方や受け入れ体制について具体的な方針・計画があること。			
	③	乳幼児にふさわしい食事の提供、食育、アレルギー児への対応について、具体的な方針・計画があること。			
(2) 安全衛生対策	①	衛生管理・感染症対策、安全対策について、具体的な方針・計画があること。	5点	×2	10点
(3) 保護者への対応、関係機関との連携及び地域との関わり	①	保護者との情報共有、保護者への子育て支援となる取組みについて、具体的な方針・計画があること。			
	②	地域における子育て支援や関係機関との連携について考慮されていること。また、運営面において地域への配慮等がなされた計画であること。			
5 職員体制について					
(1) 職員の配置及び確保状況	①	施設長予定者について、教育・保育に関して十分な経験があり、新規施設の運営が適切に行えると見込まれること。	5点	×2	10点
	②	職員の経験等を考慮した配置計画がなされていること。また、職員の確保方策が具体的であり、確実性があること。			
(2) 職員の育成及び支援体制	①	職員に対する、育成方針・研修等の計画、支援体制が具体的に示されていること。	5点	×2	10点
合計得点	素点合計(35点)			55点	

<最低基準>

・同一項目において、出席委員の評価の素点平均が2.5点未満となった場合は、その法人は選定されないものとする。

【自主財源での開設による加算点】(出席委員1人あたり)

自主財源での開設 (開設準備に補助金を利用しない)	2点
------------------------------	----

<法人の選定>

・各評価委員の項目ごとの得点に加算点を加えた点の合計を法人の評価点とし、評価点の高い法人から順に選定する。